

平成 19 年度 第三者評価
評価報告書

【島根リハビリテーション学院】

平成 20 年 5 月 20 日



特定非営利活動法人
私立専門学校等評価研究機構

目 次

総 評	157
-----	-----

点検中項目の評価結果

基準 1	教育理念・目的・育成人材像等	161
基準 2	学校運営	162
基準 3	教育活動	164
基準 4	教育成果	166
基準 5	学生支援	167
基準 6	教育環境	169
基準 7	学生の募集と受け入れ	170
基準 8	財 務	171
基準 9	法令等の遵守	172
基準 10	自己点検・自己評価、第三者評価	173

総 評

基準 1 教育理念・目的・育成人材像等

島根リハビリテーション学院は、理学療法士及び作業療法士の育成を目的とする私立専門学校であり、平成 19 年度現在、4 年制の理学療法学科及び作業療法学科を設置している。学校の所在地は島根県仁多郡奥出雲町である。

当校では教育理念・目的・育成人材像を明確に定め、校内における掲示、学生便覧や学院案内などの印刷物に掲載し、教職員や学生など全員に浸透するよう努めている。

教育理念については、社会動向や地域から当校への要請の変化に対応して、開校 6 年後の平成 16 年に改正し、それまでの理念は「設立の理念」として保存している。

改正された理念の内容は「教育基本法」の精神及び学校教育法第 82 条の 2 の主旨に則り、国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え、かつ科学的探究心に富む人材の養成と理学的療法学及び作業療法学の向上を目的として教育及び研究を行うとともに、その成果をもって地域社会の発展に寄与し、人類の福祉に貢献することを基本理念とする」というものであるが、これは当校の教育目標：「生命の尊厳を柱として広い教養と高い倫理観を身に付け、科学的な探究心を養い、時代の要請に応じうる理学療法士、作業療法士を養成することを目指している」との整合性が十分に考慮されている。また、教職員には教育目標を達成するための努力目標として「本学院の基本理念のもとに目的を達成するための教育と、理学療法士・作業療法士の資格取得のための指導に専念するとともに、社会には、これらの教育と指導の過程についての説明責任を果たすことができることを目標としている」として、どのような教育と指導を行っているかについて社会に説明ができることを期待している。

育成人材像については、「豊かな教養・高い倫理観」を備えた理学療法士・作業療法士の育成を掲げているが、当校ではこれを「人格・技術・そして知識の 3 つの資質のうち人格を最重要視し、社会から求められる医療人の人間性を十分に備えた人材の輩出を目指す」という方向で具体化している。このため当校では学生の精神的成長を意図してカリキュラムに定める「協働実習」や「公衆衛生学での高齢者宅訪問」を、独自の教育として打ち出している。

そして、これらの理念や目標の実現のため、当校は極めて充実した施設・設備と環境を整えている。島根県仁多郡奥出雲町(以下「町」という。)の支援のもと、講義室や実習室・設備などは、40 名クラスの規模をもつ施設でありながら、理学療法学科・作業療法学科の入学定員を各科 30 名とし、余裕のある環境で行き届いた教育ができるよう配慮している。当校の周辺にある町立の競技場・スポーツセンターなどの施設が、体育実技のみならず課外活動も自由に使用することができるなど、町の支援により学生は勉学・生活の両面で恵まれた環境に置かれている。このように充実した施設・設備を活用して医療人としての人間性の成長を目指すカリキュラムが実施されている点は高く評価できよう。

ただ、このように当校が町と密接な関係のもと活動しているという事情は、地域の活性化と発展に貢献し、地域と共に歩む教育機関としての存在意義を十分認められているところであるが、他方で当校の将来構想が町の関与なしでは策定しにくい状況に置かれている点は問題なしとはいえない。今後は町と良好な関係を保ちながら、その関与を少なくするための努力を続け、当校独自の将来構想を制定し、中長期的な計画のもとに学校運営を行うことを望みたい。

基準 2 学校運営

専門学校においては、中長期的な構想に基づいて運営方針が明確に制定され、また単年度あるいは複数年度の事業計画が策定されることが望ましいが、当校では「基準 1」の総評末尾に記したように将来構想や中長期的な計画を定めてなく、運営方針の代わるものとして各種の規定と事業計画を設けている。設置・運営における町との関係による制約を考慮しても、この点について改善が求められる。

ししながら、実際の運営自体は、教育・人事・諸施設の管理運営などに関する規則が十分に整備され、また教職員ら関係者に周知徹底されて、継続的で円滑な運営のための組織・意志決定の手順も明確になっている。設立当初は不備が見られたという教育や入試関係の会議、あるいは委員会の規則なども、この数年間で各種規定が制定され、運営の効率化が進んでいると評価できる。事務組織についても、運営組織と職務分掌が明確になっている。

基準 3 教育活動

学科ごとのカリキュラム編成、資格取得に直結した指導体制、教員の確保方針については明確に定めている。理学療法士・作業療法士両学科とも、当校の卒業生が国家試験合格を目標にしているが、最近の作業療法学科の成績低下に鑑みて、国家試験の準備期間の更なる確保やフォロー制度などの対策を講じて実施に移している。

カリキュラムについては、卒業生に高度専門士の称号を付与できる教育機関として文部科学省から認定を受けており、かつ臨床実習の実施においては、修了学生の到達レベルが業界の人材ニーズレベルに見合ったものとなるように、実習先の指導者との綿密な事前打合せの実施、臨床実習要綱の作成、臨床実習指導者会議開催などの工夫がなされている。

優れた教員確保のための方策として、採用の可否として理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則に定める資格を遵守すると共に、学院長・教務部長・副教務部長らが複数で面接を行い、専門性・臨床経験と人間性などを総合的に判断して決定し、かつ専門学校卒業の教員の勉学支援を行っている。なお上記指定規則に定める期間に満たなくても、教員助手として採用し、近隣の病院で所定の業務に従事させ、規則の定める期間を修了した者を正規の専任教員として採用するなど、地方遠隔地に位置する学校として教員の確保に努力を払っている。

学生による教員の授業評価も、平成 17 年から自己点検評価委員会が主体となり、全専任教員の授業を学生が評価し、その結果を自己点検評価報告書やホームページに掲載している。これは今後非常勤講師にも対象を拡大する計画である。

地域への貢献については、専任教員が他の教育機関へ非常勤講師として活動するほか、地方自治体や民間団体の健康・福祉に関する各種委員会への参加、リハビリテーションに関する活動や心身の各種障害者の援助指導、これらに関する講演など、リハビリテーション専門士養育機関の教員の生涯学習で大きな役割を果たしている。なお、附帯教育事業は行っていない。

基準 4 教育成果

当学院には毎年 3,000 件以上の求人があり、国家試験合格者の 100%が病院や介護施設などに就職するという目標を開学以来達成している。学生の希望通りの職場への就職率に関するデータはないが、就職先は全国に広がっており、当校の卒業生に対する社会からの期待を感じ取ることが出来る。

国家試験合格率の目標設定は卒業生全員の合格(卒業年度、あるいは卒業翌年までの期間中)ということのようであるが、ここ数年間で作業療法学科の成績が著しく低下したため、目標達成のために従来の卒業認定基準の見直し、学院の卒業試験と国家試験に向けた学生の学習指導の強化などを実施に移しつつある。

退学者のフォローについては、在学生の学習に対するモチベーションの維持や、退学者への再入学制度の提供など、当校独自の制度が機能している。

これらの点に鑑みて学生の教育成果については、資格試験合格率において目標を下回るケースがあるものの、総じて達成出来ていると判定する。

基準 5 学生支援

当校の学生支援の取組みは、自己評価報告書の記載内容や資料により相当に充実していると考えられる。

まず少人数クラス制での担任教員の学年持ち上がり制度により、就職に関して個々の学生の希望と能力に応じた密度の濃い支援が可能である。また学生の経済的側面の支援体制については、希望者全員に対応した授業料分納制度、出願者全員に貸与される日本学生支援機構による奨学金制度、さらに成績優秀者への返済不要の奨学金を2～4年次学生30名に交付するなどの諸制度を整えている。

学生の健康管理についても、隣接する町立奥出雲病院において学生の健康診断実施や緊急時の対応が十分になされている。ただ最近増加している学生の精神面での悩みについては、臨床心理士の常駐が地理的に困難な状況にあるため、心療内科などのクリニック紹介などにとどまっているが、担任教員をはじめとして、学院側での配慮はなされていると窺える。

学生生活についてはスポーツなどの町立施設の自由な利用による課外活動の充実、県の公社賃貸住宅の安価な利用、自動車免許の取得における金銭面での援助など、極めて手厚い支援制度を設けている。

保護者との連絡についても、当校では「保護者会だより」の年2回発行、担任教員による学生の学習態度の保護者への連絡、また、年一回の保護者面談の開催などを講じている。同窓会の結成・活動においても、卒業生企画の研修会開催などをはじめとして積極的な支援を行っている。

基準6 教育環境

当校は、専修学校設置基準を大きく上回る校地・校舎を有し、各学科の入学定員30名で使用している講義室や実習室にはゆとりがあり、最新の医療器具やパソコンなどの機器・設備を十分に備え付けている。図書室は蔵書も充実し、管理体制もよく整備されている。

また、隣接地には奥出雲病院、体育館や運動場、陸上競技場などの諸施設が集中し、学生が授業以外に課外活動にも使用できるようになっている。

学院設置からまだ10年を経過したところであるので、現時点では建物に問題となる箇所はない。ただ実習教室内の設備の規模に応じた教員・補助教員数の確保が、今後の課題となる可能性がある。

インターンシップや海外研修は実施されていないが、実習先・臨床実習指導者との連絡を密にした学外実習の体制が整備されている。実習については、学生の取り組み度合いや評価者の主観による評価など実施上困難な課題があるようであるが、各々の課題に対する対策は毎年着手している。

消防署の指導により定められた防災訓練の実施、保険加入など、災害防止・雪害への対応などについても積極的な取り組みが行われている。

基準7 学生の募集と受け入れ

学生募集については、入試委員会を設置して十分検討した上で活動を行っている。たとえばオープンキャンパスは年6回開催し、学院長・教員・在学生による学園の紹介に加えて実習のデモンストレーションやオープンキャンパス参加者の体験実習などを行っている。これらの努力の結果、学院開設以来、2学科ともに入学者数は定員を満たしている。

入学選考は推薦・社会人・学士(準学士も含む)・一般それぞれの入試が実施されるが、その都度入試委員会を設置し、合否判定基準の決定と応募者の合否案を作成し、その案をスタッフ会議に諮って決定するというように、明確な規定が存在する。また推薦・学士入試においては老健施設での入所者との対応能力検査(適正検査)を課すという工夫もなされている。4年制大学を卒業した者で当学院へ入学を希望する者への選考も制度化するなど、多様な入学者への対応が可能である。

学納金については、町から支援を受けている事情を活かして、他校に比べて低額の学納金を設定している。

基準 8 財 務

当校は町支援のもとに設立されたが、開設費用の一部は金融機関からの長期借入金(30年)によっている。その返済については、学生の収容定員充足率が良好な状況を維持する中で、18年度には余裕資金をみて繰上返済を行い総負債比率の改善を図るなど、安定した財務基盤のもとに計画的な運営を行っている。

毎年度の予算・収支計画についても、年度間の推移や予算統制のもとでの執行チェックを行い、的確な経理処理を行うように努めていることが窺われる。

ただし、今後の財務運営に関しては、町との連携を維持しつつも、学校としての独自の中長期的なビジョンを持ち、減少しつつある応募者数を回復するための効果的な募集計画などを立てて取り組むことが望まれる。

会計監査は適正に実施されており、財務情報公開についても必要な体制を整備している。

基準 9 法令等の遵守

学校教育法・私立学校法・理学療法士作業療法士法などの法令の遵守、また地域の様々な規則を守ることを常に教職員・学生に対し徹底するよう努めている。臨床実習施設での実習については、個人情報の守秘義務を遂行する契約書類を実習病院と学生が取り交わし、また、臨床実習の症例を卒業論文として掲載する場合には、当該病院施設や患者氏名は一切明らかにしない方針を厳守することは勿論、その条件での論文掲載の許可を対象者と書類で取り交わすなど、十分な対策をとっている。

卒業生・在学生の成績などの種々な情報の管理については、アクセス権の設定や外部への情報漏出の防止などがシステム化されているようである。

基準 10 自己点検・自己評価、第三者評価

当校では平成 17 年度に自己点検強化と外部評価をはじめて実施し、その結果を報告書として出版している。また、当校が依頼した学外関係者によって組織された外部評価委員会において、自己点検評価項目についての評価を受け、その結果を外部評価報告書として出版するとともに、自己点検評価報告書と併せて学院ホームページに全文公開しダウンロードできるようにするなど、先進的な取り組みを実践している。

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構による第三者評価を受けるにあたっては、学内のコンセンサスの醸成を図りつつ組織的な取り組みを進めている。

点検中項目の評価結果

基準1 教育理念・目的・育成人材像等

1 - 1 理念・目的・育成人材像は定められているか	
可	<p>理念・目的と育成する人材像は、(i)理学療法士、作業療法士に求められる資質 (ii)地域との共存共栄 (iii)社会貢献の三つの観点に基づき定められている。これらはいずれも学生便覧・学院案内等に明記され、学生や教職員に対する周知徹底にも努力している。</p> <p>学院設立時(平成10年)における理念・目的は平成16年に見直され、教職員の教育に対する努力目標を制定するなどの工夫も見られる。また設置されている学科も、これらの理念・目的に基づいて、明確な目標、育成すべき人材像を有している。</p>
1 - 2 学校の特徴はなにか	
可	<p>学校の特徴として、協働実習・学生による高齢者宅訪問の二つを柱とした人間性育成が挙げられ、さらに地域とともに発展を目指す学校の独自性がアピールされている。</p> <p>協働実習については、リハビリテーション分野の教育内容とは直接に関連するものではないように思われるが、当校の教育理念や目的に適合し、地域とのコミュニケーションの活性化の一助となるものとしての意義を認めることができる。</p> <p>また、卒業の要件として卒業研究論文作成をカリキュラムに組み入れていることを特色として挙げているが、学生の執筆した論文が4年間の学習の集大成にふさわしいものであることが資料から窺える。</p>
1 - 3 学校の将来構想を抱いているか	
否	<p>当校が町の支援を受けている事情から、独自の将来構想を構築するために町との協議を経なければならない状況にあるため、現時点で将来構想はないということである。</p> <p>現在、町と当校とが密接な関係を保ちながら教育機関として発展している長所は十分認められるが、今後は、学校法人としての独自の中長期的な将来計画をもって学校運営を行うことが望ましい。</p>

基準2 学校運営

2-4 運営方針は定められているか	
可	<p>当校の運営方針を定めるためには町との協議を必要とするようであり、「運営方針」として総括的にまとめられた文書はないが、当校の重要課題について定例会議で方針決定を行い、議事録を整備し、学校運営に必要な諸規定も制定されていることにより、効率的な運営が出来ていると判断できる。</p> <p>* 今後は学校運営に関する検討結果を運営方針や事業計画として総括的に文書化することが望ましい。</p>
2-5 事業計画は定められているか	
可	<p>中長期的な事業計画は町との関係や国を相手とする裁判などの事情から策定していないが、短期的な事業計画は定めており、国家試験実績の充実と少子化時代への対応策など中期的にとりくむべき重要課題について事業計画の見直しを進めている。</p>
2-6 運営組織や意思決定機能は、効率的なものになっているか	
可	<p>管理運営組織は「理事長・学院長・教務部長・副教務部長・学科長等のいわゆる独任制の機関」と「理事会・評議委員会・スタッフ会議・教務会議・各種委員会等の合議制の機関」と「事務部組織」があるが、いずれも寄附行為・諸規則・規程により明確な規定があり、また運営組織図において、各セクションの役割、事務分掌は明確である。</p> <p>重要な会議・委員会については所定のルールに基づいて議事録が作成されている。また決定事項の伝達が、スタッフのかんりの割合を占める非常勤職員へも行われている。</p>
2-7 人事や賃金での処遇に関する制度は整備されているか	
可	<p>賃金については給与規程に定めがあり、特別昇給制度等の待遇措置も設けている。人事などについては、年度ごとの事業計画に基づいて、採用計画や教育育成計画を明確に策定している。</p> <p>教員採用にあたっては、平成19年度事業計画に新規採用計画を掲げ、関係予算を計上している。人選にあたっては、教職員関係者からの人材情報のほか、ホームページに教員の採用計画を掲載している。</p> <p>なお少人数のため学内での教職員研修制度はないが、毎年東京または大阪で開催される「教員講習会」に新任教員を参加させている。</p> <p>専門性の高い教員の確保のための、処遇に関する制度面での整備は十分なされていると判断できる。</p>

2-8 意思決定システムは確立されているか	
可	<p>理事会とスタッフ会議が意志決定の全責任を負う組織として機能しており、理事会との関係において評議員会の位置づけ、また理事会やスタッフ会議との関係において諸々の委員会の位置づけはいずれも、組織図や規則において明確になっており、意志決定のプロセスが確立している。</p> <p>なおスタッフ会議や委員会の議事録なども作成し、活用・保存されている。</p>
2-9 情報システム化等による業務の効率化が図られているか	
可	<p>小規模の学校のため専門の情報管理部門や基幹システム、また専用のサーバは設置されていないが、業務の分野ごとに業務ソフトを使用して情報管理が行われている。</p>

基準3 教育活動

3-10 各学科の教育目標、育成人材像は、その学科に対応する業界の人材ニーズに向けて正しく方向付けられているか	
可	<p>学院の理念の基に、理学療法学科、作業療法学科の両方に共通の教育目標：「生命の尊厳を柱として広い教養と高い倫理観を身に付け、科学的な探究心を養い、時代の要請に応じうる理学療法士、作業療法士を養成する」を掲げている。また教職員の教育に関する努力目標も文書化している。</p> <p>教育の目標を国家試験への合格と、業界の人材ニーズに沿った教育に定め、特に早期実習と人間性育成に力を入れている。</p>
3-11 各学科の教育目標、育成人材像を構成する知識、技術、人間性等は、業界の人材ニーズレベルに照らして、また学科の教育期間を勘案して、到達することが可能なレベルとして、明確に定められているか	
可	<p>4年間の学習によって理学療法士・作業療法士に求められる知識と技術の教育到達レベルに到達することが可能なように、教育課程表・各学年の時間表を定め、成績評価と単位認定基準も、それを満たすレベルになるように設定している。</p> <p>理学療法学科・作業療法学科の教員定員は40人クラスで各6人、学生定員を30人と設定している。</p> <p>理学療法士、作業療法士業界の人材ニーズレベルの習得は臨床実習での到達レベルと考え、臨床実習指導要綱に明確に定めている。</p>
3-12 カリキュラムは体系的に編成されているか	
可	<p>理学療法士作業療法士養成施設指定規則等に基づいて、人間形成を重視して、実習を多くとり入れた体系的なカリキュラム編成を行っている。</p> <p>カリキュラムの見直しに関しては、教員に臨床の現場経験者が多いので、卒業生の就職先の意見や業界のニーズの変化に迅速に対応できるようにしている。</p>
3-13 学科の各科目は、カリキュラムの中で適正な位置づけをされているか	
可	<p>開講科目全てについて、シラバスに講義内容・実習内容・指導要領・到達目標や単位取得基準を明記している。また4年間の学習において教養科目と専門科目、実習が適切な時期・レベルで開講・実施されるような配慮している。</p> <p>実習の内容は、シラバスにおいては具体的に記述されていないが、臨床実習要綱などに実施内容が示されている。</p>
3-14 授業評価の実施・評価体制はあるか	
可	<p>教員各自が授業中などに行う評価は以前から実施されている。これに加えて評価検討委員会が企画した組織的な学生による授業評価が初めて実施された。また同委員会企画による学生自身による自己の勉学の評価も実施されている。</p> <p>これらの評価によって得られたデータの活用については、教員各自への結果の通知などととまるようであるが、当校では今後の継続とカリキュラムへの反映を課題としている。</p>

3 - 15 育成目標に向け事業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか	
可	<p>高度な専門能力を有する教員(常勤・非常勤)の確保に努め、欠員が出ないように努めている。また教員の専門性を高めるための方策として、FD やワークショップは校内では開催が困難であるため、教員の学会や講習会への参加を経費面から支援する制度を設けている。</p> <p>卒業生からの教員確保についても、今後積極的に取り組んでゆく方針をもっている。</p> <p>FD(Faculty Development) : 教員の授業内容や教育方法の改善・向上を目的とした組織的な取り組み</p>
3 - 16 成績評価・単位認定の基準は明確になっているか	
可	<p>成績評価・単位認定の基準は『学生便覧』等の履修規定に明確に定め、その基準に基づいて教員が成績評価・単位認定を実施している。臨床実習の評価についても『学生便覧』に定められている。</p> <p>学生の留年を予防するための仮進級制度を2年次進級判定に実施する教育的配慮がなされている。</p> <p>そのほか、他の高等教育機関で取得した単位を認定する互換制度も制定している。認定科目の必修と選択の区分、基礎と専門の区分についても学院の方針は明確である。</p>
3 - 17 資格取得の指導体制はあるか	
可	<p>理学・作業療法士の国家試験に学生が合格できるように、生活指導・夏期休暇中の特別講義・模擬試験の実施、試験場への教職員の同行、教室の自習室としての開放など、指導・支援の体制を構築している。</p> <p>また国家試験への合格が期待し難い学生について、卒業延期措置の実施を検討中であるが、その基本的な考え(国家試験への合格を重要視し、合格が困難な学生は学院での学習に専念させる)は明確である。</p>
3 - 18 生涯学習に対して積極的に取り組んでいるか	
可	<p>生涯学習についての計画文書はないが、自治体やその関連施設から依頼された講習会を年間10回以上実施しており、積極的・組織的な生涯学習への取り組みと位置づけることができる。</p>
3 - 19 附帯教育事業に対する取り組みの組織・体制は明確になっているか	
否	<p>地方自治体の要請に応じて、小児リハビリテーション指導などに教員を定期的に派遣している事業を行っているが、学則に定めがなく、附帯教育事業として位置づけされていない。</p>

基準4 教育成果

4 - 20 就職に関する目標を達成したか	
可	<p>就職率 100%を開校以来達成している。各学科別の求職者に対する就職率を示すデータも整備されている。</p> <p>第一希望の就職先に就けないものが若干目立つようになり、また当校への求人数が平成 18 年度には前年比でやや減少したが、この対策も今後検討し、実施に移す予定である。</p>
4 - 21 資格取得に関する目標を達成したか	
可	<p>国家試験合格率 100%を目指しているが、理学療法学科においては卒業時(あるいはその翌年)の試験にほぼ全員が合格している。一方で、作業療法学科については近年実績が低下しつつあり、目指す水準に到達していない状況にある。ただ当校ではこの原因を綿密に分析して、全学的に本格的な対策を実行しつつあり、今後の目標達成に期待したい。</p>
4 - 22 退学率の低減に関する目標を達成したか	
可	<p>数値目標は設定していないが、退学者数の低減については担任制度の活用、再入学制度などを設けて努力している。その結果として退学者数は数人程度にとどまっている。</p>
4 - 23 卒業生・在校生は社会で活躍し、評価を得ているか	
可	<p>開校以来の卒業生数は約 250 名あり、それぞれの職場、学会や県士会で成果をあげている。また在學生はボランティア支援活動・夏祭りへの積極的な参加によって地域振興に貢献している。</p> <p>卒業生が学院研修会を継続して行き、在學生と共に知識と技術のレベル向上に努力している。</p> <p>これら卒業生・在校生の活躍については、逐一把握して今後の学生募集や運営に活用している。</p> <p>県士会 : 島根県理学療法士会・作業療法士会</p>

基準5 学生支援

5 - 24 就職・進学指導に関する体制は整備され、有効に機能しているか	
可	<p>就職相談室は設置されていないが、事務職員と教員が連携して、整理された求人情報の書類を校内とホームページに掲示し、学生の詳細を把握しているクラス担任が窓口になって就職指導と支援を担当している。毎年約 3,000 件の求人依頼があり、学生が就職活動のための求人情報を把握しやすい環境が提供され、就職希望学生は希望する施設にほぼ 100%就職可能な状況である。</p>
5 - 25 学生相談に関する体制は整備され、有効に機能しているか	
可	<p>学生 240 人の小規模校であるので、学生相談室を設置するのではなく、個々に上記の教員が対応する方がより有効に機能すると当校では考えている。相談窓口として、担任がクラスの学生の、また教務部長・副教務部長・学科長・その他の専任教員と学院長が全学生の窓口となって、学生が望む教員に相談できる体制を取っている。</p> <p>理学療法士、作業療法士でもある専任教員はカウンセリングスキルの知識を相当持っているので、学生からの相談に迅速に対応できる。</p>
5 - 26 学生の経済的側面にたいする支援が全体的に整備され、有効に機能しているか	
可	<p>学費分納制度・各種奨学金制度(日本学生支援機構や島根県、当校独自の制度)が整備されている。また多くの通学困難な学生に対しては、自動車免許取得費用の補助・通学バスの無料化・格安の宿舎提供などの経済的支援体制を整備している。</p>
5 - 27 学生の健康管理を担う組織体制があり、有効に機能しているか	
可	<p>保健室を設置するとともに、隣接の町立奥出雲病院で学生が容易に受診できる体制を講じている。また定期健康診断はこの奥出雲病院で実施している。</p> <p>4 年次の臨床実習開始後にメンタル面での要因から勉学意欲を失いつつある学生に対しては、臨床心理士の常駐が物理的に不可能であるので、教員が対処するとともに必要に応じて適当な医療機関で治療をうけるように対処している。</p>
5 - 28 課外活動に対する支援体制は整備され、有効に機能しているか	
可	<p>学生の課外活動に対しては、届出で結成可能としているとともに、運動部の課外活動において町のスポーツ系施設を利用できるようにして活動の活発化を促進している。</p> <p>地元の住民との交流の場としても課外活動の重要性を認識しており、学生の遠征などには教職員の同行やバスの運行など、積極的に支援を行っている。</p>

5 - 29 学生寮等、学生の生活環境への支援は行われているか	
可	通学困難な学生に対しては、町の方針として格安の宿舎を提供している。また学生の生活面に関しては、教職員が支援を行っている。さらに町の当校に対する支援も、運動施設や学生向けの住宅の準備提供、地域住民との交流にまで及び、学生の学習・生活環境の保全が十分に考慮されている。
5 - 30 保護者と適切に連携しているか	
可	保護者が当校や学生をサポートする組織として、開学当初から保護者会が組織されており、会規則に則って保護者会の開催・保護者と教職員との面談・「保護者会だより」の発行などの活動が行われている。
5 - 31 卒業生への支援体制はあるか	
可	創設時の入学生の卒業を契機として同窓会が発足し、卒業生のための企画として研修会が毎年開催されている。また卒業生の悩みや相談に応じる窓口として、元担任教員が助言や情報提供などを行っている。

基準6 教育環境

6 - 32 施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	
可	町の全面的な支援を受けて、理学・作業療法士の教育に対応できる充実した施設・設備を備えている。専修学校設置基準を大きく上まわる広い敷地面積に、学生数に対して十分な数と最新の福祉用具などの設備を備えた3階建ての校舎を学生の学習環境として提供している。
6 - 33 学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか	
可	臨床実習と学外実習を効果的に機能させる体制を整備している。 インターンシップは実習において現場の状況を体験できるため不要と考え、また海外研修は経費面での事情によりいずれも実施していない。
6 - 34 防災に対する体制は整備されているか	
可	火災防止に対する対策は、法令による火災予防や危険物の管理により機能しており、また毎年二回は消防署からの立ち入り検査によって、校内の設備すべての点検を受けている。 自然災害への対応としては、雪害への対策を日常の準備等の中に組み込んでいる。

基準7 学生の募集と受け入れ

7 - 35 学生募集活動は、適正に行われているか	
可	<p>入試委員会と入試担当事務職員が中心になって検討を行ったうえで募集活動を実施している。</p> <p>ホームページや受験情報誌等に当校の特色を明示し、入学試験募集要項に則って入学試験を実施している。その他、高校へ出向いての学生募集活動、新入生のほとんどが参加するというオープンキャンパスでの募集活動、島根県専修学校フェアへの参加などを通じて募集が行われている。</p> <p>上記の結果として、開校以来定員割れを生じることなく現在に至っている。</p>
7 - 36 就職実績、資格取得実績、卒業生の活躍の教育成果は、学生募集に貢献したか	
可	<p>卒業生は就職先で良い評価を得ており、平成 14 年からの入学試験応募者数は上昇傾向にあった。</p> <p>平成 17 年以降は少子化の影響とりハビリテーション科を設ける学校の増、さらに当校の地理的不利の立地条件が重なり、学生募集への好影響をもたらすまでには至っていない状況にある。</p> <p>国家資格試験への合格実績、就職実績などの充実向上のために当校が数多くの工夫や努力を行っているという点は評価できる。</p>
7 - 37 入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか	
可	<p>入学試験は推薦入試・一般入試・社会人入試・学士入試に分けて行っている。いずれの試験も入試委員会で合否判定基準案を検討し、スタッフ会議に提出して合格者と追加合格候補者を決定する。推薦入試については、選抜方法の適正の度合いを検討した結果、平成 19 年度から適正検査を取り入れている。</p> <p>また、これらの入学試験で作成・使用した資料、入学選考に関連する資料の全ては保管されている。</p>
7 - 38 学納金は妥当なものとなっているか	
可	<p>当校はスポーツセンタ - や野外運動施設などの利用をはじめとして、町の無形の援助を受けているので、学納金を他校よりも低い水準に抑えることができている。</p>

基準8 財 務

8 - 39 中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	
可	<p>収容定員充足率が良好な状況を維持して推移しており、財務数値的には安定しており、特段懸念材料は見当たらない。</p> <p>特に、昨年度長期借入金の繰上げ返済を行ったことにより、総負債比率の大幅な改善を図っている。</p> <p>* これまで町から大きな支援を受けてきているが、今後の行政の関与度合いの低下如何によっては、現状と比べ固定費が増加する可能性がある。</p>
8 - 40 予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	
可	<p>設立の経緯から町との連携が重視され、中長期的な計画が立てられていないが、単年度の事業計画に基づく予算・収支計画については、予算書は対前年度比較、計算書は予算決算対比の形式で作成され、経費の節減をチェックし、有効かつ妥当なものとなっている。</p> <p>* 今後、学校として独自の中長期的なビジョンを立て、単年度の計画に関連付けることが望まれる。</p>
8 - 41 財務について会計監査が適正におこなわれているか	
可	<p>学校法人寄附行為に基づき、毎会計年度終了後に、事業、財産及び会計処理の状況について監事の監査を受け、6月に理事会及び評議員会の承認を受けている。</p> <p>監査の結果については、開校以来特段の指摘事項はない。</p>
8 - 42 財務情報公開の体制整備はできているか	
可	<p>財務書類の情報公開を求められたときのために、「財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・消費収支計算書・資金収支内訳書・消費収支内訳書」の公開を用意している。</p> <p>情報開示請求の内容によっては、地元の町の支援を受けて設立された経緯があるため、地元自治体と協議するケースも想定している。</p>

基準9 法令等の遵守

9 - 43 法令、設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか	
可	当校の運営は寄付行為に基づき、また学則においては教育基本法に基づく人材の養成を明示して、法令や設置基準の遵守に徹した運営を行っているとは判断できる。
9 - 44 個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか	
可	個人情報保護法に基づいて、学生・教職員・実習先などの情報の保管管理については、生じたケースごとに判断対応がなされてきたが、今年度、個人情報保護方針に関する文書を整備している。

基準 10 自己点検・自己評価、第三者評価

10 - 45 自己点検・自己評価の実施と問題点の改善に努めているか	
可	<p>平成 17 年度に自己点検強化と外部評価をはじめて実施し、その結果を報告書としてまとめている。</p> <p>評価の過程で把握した問題点をどのように改善したかということについては、平成 19 年度に私立専門学校等評価研究機構に提出した自己評価報告書において明らかにしており、学内における自己点検・自己評価のための実施体制の整備が進みつつある。</p>
10 - 46 自己点検・自己評価結果の公開はしているか	
可	<p>平成 17 年度については、自己点検評価報告書と外部評価報告書を出版し、法人役員・教職員、中国地方のすべてのリハビリテーション学校に配布するとともに、当校のホームページにその全文を掲載し、情報の開示を積極的に行っている。</p> <p>平成 19 年度は第三者評価を受けるため私立専門学校等評価研究機構に自己評価報告書を提出しており、当校の明確な取り組みの姿勢は評価できる。</p>
10 - 47 第三者機関による学校評価を受ける予定・方針は確立されているか	
可	<p>平成 17 年度は当校が依頼した学外関係者によって組織された外部評価委員会に依頼して、自己点検評価項目についての評価を受け、これを既に外部評価報告書として出版している。</p> <p>また、平成 19 年度の私立専門学校等評価研究機構による第三者評価を受けるにあたって、その意義と取組方法について学内関係者のコンセンサスを得ている。</p>

